

2 富士宮市立図書館条例

昭和 57 年 3 月 24 日
富士宮市条例第 19 号

(目的)

第1条 この条例は、市が設置する図書館について、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条及び第16条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士宮市立中央図書館	富士宮市宮町13番1号
富士宮市立西富士図書館	富士宮市上井出632番地の1
富士宮市立芝川図書館	富士宮市長貫1131番地の6

(平5条例7・全改、平22条例22・一部改正)

(開館時間)

第3条 富士宮市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、富士宮市立中央図書館については、毎週水曜日、木曜日及び金曜日は午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、富士宮市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日(富士宮市立芝川図書館にあっては、毎週火曜日)
 - (2) 毎月第4金曜日(図書整理日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(その日が月曜日(富士宮市立芝川図書館にあっては、毎週火曜日)に当たるときは、その翌日)
 - (4) 12月28日から翌年1月3日まで
- 2 前項第3号に規定する国民の祝日が土曜日又は日曜日に当たるときは、開館する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書特別整理、館内整理等のため委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(事業)

第5条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集整理し、市民の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用についての相談に応ずること。
- (3) 読書団体の指導育成に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会等の主催及び奨励に関すること。
- (5) 自動車図書館に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認められた事業

(入館の制限又は利用の禁止)

第6条 委員会は、図書館を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館への入館を制限し、又は利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他委員会が不適当と認めるとき。

(施設の使用)

第7条 図書館の施設(会議室、視覚ホール、多目的ホール、グループ学習室、お話し室、編集室及び録音室をいう。)を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、図書館の施設の使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、若しくは賃貸し、又は許可を受けないで使用目的を変更してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- (2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 委員会が、公用又は公益のためやむを得ないと認めたととき。

2 前項第1号又は第2号の事由による使用許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあつても、委員会は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、図書館の施設の使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 施設、備品又は図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、その損害について委員会が定める額又は見品を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めたとときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、富士宮市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第13条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員の報酬等)

第15条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する法律(昭和45年富士宮市条例第12号)中、専門委員の規定を準用する。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士宮市立図書館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 富士宮市立図書館条例(昭和44年富士宮市条例第29号)
- (2) 富士宮市立図書館協議会設置条例(昭和38年富士宮市条例第11号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際別に富士宮市立図書館協議会の委員の職にある者は、この条例による委員とみなし、その任期は、従前の例による。

附 則(平成元年3月22日条例第1号)

この条例は、平成元年3月29日から施行する。

附 則(平成5年3月3日条例第7号)

この条例は、平成5年3月28日から施行する。

附 則(平成12年2月29日条例第9号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月5日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、当分の間、同条中「富士宮市長貫1131番地の6」とあるのは、「富士宮市長貫1270番地の1」とする。

附 則(平成24年2月29日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。